(6) 新党日本
交付した月日　4月20日　33,937,000円
7月20日　33,937,000円
10月20日　33,937,000円
12月20日　33,937,000円
小　計　135,748,000円
交付決定額　(135,748,000円)

(7) たちあがれ日本
交付した月日　4月20日　49,149,750円
7月20日　49,149,750円
10月20日　49,149,750円
12月20日　49,149,750円
小　計　196,599,000円
交付決定額　(196,599,000円)

(8) 民主党
交付した月日　4月20日　4,206,471,500円
7月20日　4,206,471,500円
10月20日　4,206,471,500円
12月20日　4,206,471,500円
小　計　16,825,886,000円
交付決定額　(16,825,886,000円)

(9) みんなの党
交付した月日　4月20日　279,075,750円
7月20日　279,075,750円
10月20日　279,075,750円
12月20日　279,075,750円
小　計　1,116,303,000円
交付決定額　(1,116,303,000円)
合　計　31,941,995,000円

○総務省告示第七十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百八十三号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年三月二十二日　総務大臣　川端　達夫

新党改革から、平成二十四年一月十三日に、基準日（平成二十三年一月一日）前において同党の支部の数が「七」から「六」に異動した旨届出があった。

新党改革から、訂正の届出があったので、平成二十二年総務省告示第三百八十三号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の新党改革の部支部の数中「九」を「八」に、「七」を「六」に改め、平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の五新党改革の部㈨支部の数中「九」を「八」に改める。

○総務省告示第七十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出及び同法第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、たちあがれ日本及びみんなの党から訂正の届出があったので、平成二十二年総務省告示第三百九十四号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）、平成二十三年総務省告示第百九号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年三月二十二日　総務大臣　川端　達夫

平成二十二年総務省告示第三百九十四号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の七たちあがれ日本の部㈦所属国会議員中「谷加賀町」を「市谷加賀町」に改め、平成二十三年総務省告示第百九号（政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）のみんなの党の部支部の数中「一四四」を「一七一」に改め、平成二十三年総務省告示第百十号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の七たちあがれ日本の部㈦所属国会議員中「谷加賀町」を「市谷加賀町」に、同部㈨支部の数中「二八」を「二七」に、九みんなの党の部㈨支部の数中「一五四」を「一七一」に改める。

○総務省告示第七十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民主党から訂正の報告があったので、同法第三十一条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百三十四号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年三月二十二日　総務大臣　川端　達夫

〔民主党〕の部民主党北海道第９区総支部のうち７中

「事務所借上げ　180,000　胆振経済フォーラム　北海道白老町　」を

〃　180,000　〃　」

「事務所借上げ　300,000　楠　敏夫　北海道日高町　」に、

「一件五万円未満の計　389,623　」を

「一件五万円未満の計　449,623　」に改める。

〔民主党〕の部民主党衆議院北関東ブロック比例区第３総支部のうち４を次のように改める。

４　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	4,016,151
光熱水費	365,644
備品・消耗品費	1,234,794
事務所費	2,415,713
政治活動費	983,849
組織活動費	199,000
機関紙誌の発行その他の事業費	784,849
宣伝事業費	784,849
計	5,000,000

〔民主党〕の部民主党衆議院北関東ブロック比例区第３総支部のうち５中

「封筒・用紙他印刷代　374,168　大槻印刷　江東区　」を

「一件五万円未満の計　1,378,524　」

「合　計　1,752,692　」

「一件五万円未満の計　1,234,794　」に、

「合　計　1,234,794　」